

会社の業務行為が独禁法違反にあたる

場合と取締役の任務懈怠責任

(世紀東急工業株主代表訴訟事件)

東京地判令和四年三月二八日 LEX/DB 25592888

(控訴審：東京高判令和五年一月二六日 LEX/DB 25595301)

伊勢田 道 仁

【事案の概要】

P社は、東京都港区に本店を置き、建設事業及び合材事業を主に営む株式会社である。P社は、資本金額二〇億円の大会社であり、かつ取締役会設置会社及び監査役会設置会社である。P社は、遅くとも平成二〇年以降、本社において、取締役会の下に内部統制推進部、管理本部、事業推進本部、技術本部等を設置し、事業推進本部の下に営業部、工務部、製品事業部等を、それぞれ設置していた。P社の

会社の業務行為が独禁法違反にあたる場合と取締役の任務懈怠責任(世紀東急工業株主代表訴訟事件)

一

工務部は、建設事業に係る現況月次管理、土木技術員の管理や教育等を行い、また、P社における合材事業は、製品事業部及び支店の製品部又は製品課が担当していた。

被告Yは、平成二四年六月二八日からP社の取締役の地位にあり、平成二四年四月一日から少なくとも平成二七年一月二七日(本件違反行為の終了日)まで事業推進本部副部長兼製品事業部長を務めた。被告Yは、平成二二年六月二六日に取締役に就任するとともに事業推進本部副部長兼事業推進部長となり、平成二二年四月一日から平成二四年三月三十一日までの間は営業部長も兼務し、同年四月一日から少なくとも平成二七年一月二七日(本件違反行為の終了日)まで事業推進本部副部長兼工務部長を務めた。被告Yは、平成二四年六月二八日からP社の取締役を務め、同年四月一日から少なくとも平成二七年一月二七日(本件違反行為の終了日)まで事業推進本部副部長兼工務部長を務めた。被告Yは、平成一六年六月に取締役に就任し、財務部長、内部統制推進室長、執行役員等を務めた後、平成二四年四月一日から代表取締役に就任した。

合材の製造販売事業を営むP社を含む九社(以下、「本件九社」)の従業員は、合材に関する会合(以下、「九社会」)を開催していたが、公正取引委員会は、遅くとも平成二三

年三月から平成二十七年一月二十七日までの間、本件九社が、共同して、本件九社又はそのいずれかを構成員とする共同企業体が販売する合材の販売価格の引上げを行っていく旨の合意（以下、「本件合意」）をすることにより、公共の利益に反して、我が国における合材の販売分野における競争を実質的に制限したことが独禁法二条六項に規定する不当な取引制限に該当し、独禁法三条に違反するなど認定して、令和元年七月三〇日、本件九社のうちP社を含む七社に対し、独禁法（令和元年改正前のもの。以下同じ。）七条二項に基づき排除措置を命じた。また、公正取引委員会は、本件違反行為が独禁法二条六項に規定する不当な取引制限に該当し、独禁法三条に違反するものであり、かつ、独禁法七条の二第一項一号に規定する商品の対価に係るものであるとして、同項に基づき、P社に対し、課徴金として二八億九七八一万円を令和二年三月二日までに国庫に納付するよう命じ、P社はこれを納付した（のちにP社は納付した課徴金額の一部取消訴訟を提起したが、最終的に請求は棄却されている）。

P社の株式を提訴請求の六か月前より引き続き保有する株主である原告は、令和二年一〇月一四日、P社の監査役らに対し、同社取締役らにおいて本件違反行為につき善管

注意義務違反があったなどとして、被告Yらに対する損害賠償責任を追及する訴えを提起するよう請求した。しかし、P社の監査役らは上記提訴請求の日から六〇日以内に被告Yらに対する上記訴えを提起しなかったために、原告は、令和二年一月一八日、本件訴えを提起した。

【判旨】請求認容

△被告Yについて▽

「前提事実……によれば、被告Yは、遅くとも平成二〇年頃からP社の製品事業部に在籍し、取締役就任前である平成二二年四月から平成二三年一〇月までの間、九社会に出席していたのであるから、平成二四年六月二八日の取締役就任時において、P社を含む本件九社の間において行われた本件合意に基づき、P社が合材の販売価格の引上げを行っていたことを認識していたものと認めるのが相当である。その上で、認定事実……によれば、被告Yは、同日にP社の取締役に就任してから平成二十七年一月二十七日に至るまで、製品事業部長として、本件合意に従って、製品事業部方針を決定し、同方針に従って作成された社内通達の発出について事業推進本部長及び同副本部長の決裁を経た上で、社内通達等を通じてこれを指示していたことが認めら

れる。

取締役は、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべき全ての法令を遵守する義務を負うものであるところ、被告Y₁の前記……の行為は、事業者であるP社を名宛人とし、P社が遵守すべき独禁法三条（独禁法二条六項に規定する不当な取引制限の禁止）に違反する行為に該当する。したがって、被告Y₁は、本件合意について取締役としての法令遵守義務に違反したと認められる。」

△被告Y₂について▽

「前提事実……によれば、被告Y₂は、少なくとも平成二十三年三月以降、本件合意の存在及び内容を認識していたところ、本件違反行為が行われた期間である同月から平成二十七年一月二七日に至るまで、製品事業部が本件合意に従って合材の販売価格の引上げ方針を決定し、上記方針をP社の指示内容とすることを妨げず、かえって、事業推進本部本部長として、上記方針を記載した通達の発出を承認したことが認められる。

取締役は、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべき全ての法令を遵守する義務を負うものであるところ、被告Y₂の前記……の行為は、事業者であるP社を名宛人とし、P社が遵守すべき独禁法三条（独禁法二

会社の業務行為が独禁法違反にあたる場合と取締役の任務懈怠責任（世紀東急工業株主代表訴訟事件）

三

条六項に規定する不当な取引制限の禁止）に違反する行為に該当する。したがって、被告Y₂は、本件合意について取締役としての法令遵守義務に違反したと認められる。」

△被告Y₃について▽

「前提事実……によれば、被告Y₃は、少なくとも平成二十三年三月以降、本件合意の存在及び内容を認識していたところ、取締役に就任した平成二十四年六月二十八日から平成二十七年一月二七日に至るまで、製品事業部が本件合意に従って合材の販売価格の引上げ方針を決定し、上記方針をP₂の指示内容とすることを妨げず、かえって、事業推進本部本部長として、上記方針を記載した通達の発出を承認したことが認められる。

取締役は、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべき全ての法令を遵守する義務を負うものであるところ、被告Y₃の前記……の行為は、事業者であるP社を名宛人とし、P社が遵守すべき独禁法三条（独禁法二条六項所定の不当な取引制限の禁止）に違反する行為に該当する。したがって、被告Y₃は、本件合意について取締役としての法令遵守義務に違反したと認められる。」

△被告Y₄について▽

「前提事実……によれば、被告Y₄は、少なくとも平成二三

年三月以降、本件合意の存在及び内容を認識していたところ、同月から平成二十七年一月二十七日に至るまで、製品事業部が本件合意に従って合材の販売価格の引上げ方針を決定し、上記方針をP社の指示内容とすることを妨げなかったことが認められる。

取締役は、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべき全ての法令を遵守する義務を負うものであるところ、被告Y₁の前記…の行為は、事業者であるP社を名宛人とし、P社が遵守すべき独禁法三条（独禁法二条六項に規定する不当な取引制限の禁止）に違反する行為を黙認したものである。したがって、被告Y₁は、本件合意について取締役としての善管注意義務（法令遵守義務）に違反したと認められる。」

△損害の額▽

「被告らがP社の取締役を務めていた時期と本件課徴金命令に係る課徴金額の算定の基礎となるP社の売上額に係る本件実行期間の重なりを考慮すると、被告らは、本件自認課徴金額のうち、原告の被告らに対する各請求額相当額の損害を賠償する義務を負うといふべきである。」

【研究】

一 はじめに

本件は、会社の独禁法違反行為に関して取締役の任務懈怠責任を追及する株主代表訴訟事件である。従来の類似事件としては、①三菱商事黒鉛電極カルテル事件（東京地判平成一六年五月二〇日判時一八七二号二二五頁）、②野村證券損失補填事件（最判平成一二年七月七日民集五四卷六号一七六七頁）がある。①では、米国においてカルテルに関与した従業員の上司等の会社幹部がカルテルの存在を認識することが可能であったとは認められないこと等から、取締役の責任は否定されている。また、②では、独禁法違反行為が取締役の法令遵守義務に違反することは認められた上で、法令違反行為を理由とする損害賠償責任については取締役に故意・過失（帰責事由）が必要であるところ、当時、損失補填行為が独禁法に違反するとの認識がなかったことにはやむを得ない事情があるとして、取締役の責任は否定されている。

本判決では、P社の取締役Y₁、Y₂、Y₃が、他社との合材の販売価格に関する合意が独占禁止法に違反しているという認識をもちつつ、会社の業務として価格カルテルの実行

に積極的に関与したことを認定し、法令遵守義務違反を理由に会社に対する損害賠償責任を負うとされた（直接業務に関与していない代表取締役Yについても、同様の責任が認められている）。また、本判決は、P社が納付した課徴金のうち、取消訴訟で争っていない部分（自認課徴金相当額一八億三四一七万円）をそのまま会社の損害として認めただ点でも重要な意味を有しており、独禁法違反の課徴金は巨額となり得ることから、経済界に対して大きなインパクトを与えるものであったといえる。

なお、本件は被告側から控訴されたが、東京高等裁判所は控訴を棄却している。

二 取締役の法令遵守義務について

(一) 判例

野村證券損失補填事件上告審判決（以下、「平成一二年最判」）は、Q社がR社との取引関係の維持拡大を目的として同社に対し本件損失補填を実施したことは、独占禁止法一九条に違反しており、同条の規定は旧商法二六六条一項五号の「法令」に含まれると明確に述べた。取締役が会社に対して負うべき義務として、善管注意義務・忠実義務とは異なる法令遵守義務をはじめて認めたのである。

会社の業務行為が独禁法違反にあたる場合と取締役の任務懈怠責任（世紀東急工業株主代表訴訟事件）

五

しかし、取締役が法令違反行為により損害賠償を負うためには、当該違反行為につき故意または過失あることが必要とされるところ、本件取締役らは旧証券取引法や通達については注意を払っていたが独禁法違反の問題については思い至らなかつたこと、関係当局においても当初は独占禁止法違反の問題を取りあげていなかったこと、公正取引委員会が損失補填行為が独占禁止法一九条違反という見解をとるまでに相当の時間がかかったこと、などの事実から、本件取締役らが当時において損失補填の行為が独占禁止法に違反するとの認識を有するに至らなかつたとしてもやむを得ないものと認定した。結果的に、法令違反を認識しなかつたことについての過失は否定され、本件取締役らに対する損害賠償請求は退けられた。

(二) 学説

現在の会社法学説の多数はいわゆる二元説をとり、取締役に善管注意義務とは異なる法令遵守義務があることを前提としたうえで、会社が法令違反行為をおこなった場合には、取締役は直ちに任務懈怠となり、取締役の側で過失がないことを主張・立証すべきであるとする。そのうえで、二元説の代表的論者は、取締役の任務懈怠≡善管注意義務違反の要件を基礎づける事実と、過失の要件を基礎づける

事実とが実質上重なり合うことが多いことを承認した上で、一元説と二元説の実際上の違いは、取締役の責任が否定されるべき事情が、一元説では善管注意義務の有無の考慮の中で考慮されるのに対し、二元説では帰責事由の有無の中で考慮され、また、一元説では取締役の責任を追及する側に責任を肯定すべき事情の証明責任が課されるのに対し、二元説では責任を追及される側が責任を否定すべき事情の証明責任を負うという証明責任の分配の仕方に帰着すると説明する。

このように、二元説は、善管注意義務とは別の法令遵守義務を主張するが、「善管注意義務違反の要件」と「過失の要件」が事実上同じであることを前提とすれば、一元説との違いは証明責任の所在のみである（しかし、証明責任の点に関しては、一元説の立場からも、法令違反が認められる場合には原則として善管注意義務違反があるという事実上の推定の手法を用いることにより、結論において実質的な違いを生じないと思われる）。

三 違法行為に直接関与した取締役（Y₁、Y₂）

（一）本件取締役らの認識の有無

取締役の法令遵守義務が問題となる典型的な事案は、取

締役自身が違法な業務執行を実行した場合または部下に指示して違法な業務執行をさせた場合である。上述のとおり、判例・多数説の立場によれば、取締役は善管注意義務とは別の法令遵守義務を負っており、会社に違法行為をさせたときには、無過失が証明できない限り、会社に対する任務懈怠責任が成立することになる。

本判決では、取締役就任前から九社会に参加していたY₁については、本件合意を認識していたとして法令遵守義務違反を認定している。また、Y₂およびY₃については、九社会に参加していなかったものの、推認という手法を用いることにより、本件合意を認識していたと認定している（後述のとおり、Y₁についても同様の認定をしている）。すなわち、取締役らが出席していたP社の経営会議において、「合材の社外販売価格及び社内販売価格に係る指示の内容について、何ら具体的かつ実質的な検討をせず、漫然と製品事業部方針をP社の指示内容としたことは、極めて不自然であり、かかる事態は、製品事業部以外の部、執行役員及び取締役において、何らかの理由により、製品事業部方針についてその段階で更に検討する必要がなく、上記方針を採用することがP社の利益を損なうことはない」と判断していたからであるというほかない。」とした上で、そこで

検討が行われなかった理由は、「製品事業部以外の部長、執行役員及び取締役も本件合意の存在及び内容並びに製品事業部が本件合意に沿って上記方針を決定していることを認識していたために、上記方針について、合材事業における合材の販売価格に関する競争が存在することを前提とした具体的かつ実質的な検討を行う必要がないと判断している」と推認することができる。」としている。

このように、裁判所は、P社の営業利益の五―六割を生み出している合材の販売価格について、経営会議で具体的な検討が一切なされないことは極めて奇異であり、参加者全員が本件合意を認識しているという特殊事情でもない限り説明できないという経験則をベースに判断したものである。^②

なお、平成一二年最判では、取締役らが法令違反行為により損害賠償を負うためには、当該違反行為につき故意または過失（帰責事由）あることが必要とされたが、本件では被告取締役全員に法令違反の認識があったと認定されたために、帰責事由の有無はとくに問題とされていない。したがって、取締役が法令違反であることを認識していなかった場合の扱いについては課題として残されている^③（ただし、取締役が法令違反行為に直接関与している場合には、

帰責不可事由が認められる余地は少ないであろう）。

（一）違法な業務執行への直接関与

本判決は、取締役らの違法行為への関与につき以下のとおり判示している。

まず被告Y₁については、P社の取締役に就任してから製品事業部長として、本件合意に従って、製品事業部方針を決定し、同方針に従って作成された社内通達の発出について事業推進本部長及び同副本部長の決裁を経た上で、社内通達等を通じてこれを指示していた。

また、被告Y₂およびY₃については、製品事業部が本件合意に従って合材の販売価格の引上げ方針を決定し、この方針をP社の指示内容とすることを妨げず、かえって、事業推進本部長（または副本部長）として、通達の発出を承認した。

以上のとおり、会社に対する責任（株主代表訴訟）の事案である本件では、平成一二年最判の立場に忠実に、取締役に法令違反行為の認識と直接の関与があれば、善管注意義務違反の有無を問うことなく、ただちに会社に対する任務懈怠が認められているのである。

（三）对第三者責任の事例

これに対し、会社の法令違反行為について代表取締役の

会社の業務行為が独禁法違反にあたる場合と取締役の任務懈怠責任（世紀東急工業株主代表訴訟事件）

七

第三者に対する責任を認めた事案（名古屋高金沢支判平成一七年五月一八日判時一八九八号一三〇頁。大阪高判平成二六年二月二七日判時二二四三号八二頁。）において、裁判所は、代表取締役が自らの違法行為を中止することに加えて、会社の業務執行における法令遵守のための適切な内部統制システムを社内に構築すべきであるのに、それを怠ったことを重過失（善管注意義務違反）の具体的内容として認定している点が注目できる。これは、取締役の会社に対する善管注意義務が、同時に法令遵守義務を含むことを意識した判示とみることができる。

これらの下級審裁判所は、平成一二年最判が判示した「法令遵守義務」という概念を会社に対する責任の事例に限定されると解した上で（そのため、あえて「法令遵守義務」とは区別して「遵法経営義務」と呼んでいる）、第三者に対する責任事例では、法令違反行為を防止するための社内体制を講じなかったという会社に対する善管注意義務違反との関連において、取締役の任務懈怠責任を根拠づけようとしていることがわかる。

四 違法行為に関与しなかった取締役（ Y_4 ）

本件事案において、代表取締役 Y_4 は、本件合意に基づい

て事業方針を決定し、それを社内通達などの方法により指示するなどの実行行為には関与していなかった。しかし、裁判所は、 Y_4 が本件合意が独占禁止法に違反するものであるとの認識は有していたことが推認できるとしたうえで、それにもかかわらず、他の役員等の違法行為を防止せず、黙認していたことは善管注意義務（法令遵守義務）違反であると認めた。

本件からは、取締役が他の役員の法令違反行為について認識していた場合には、たとえ自身が関与していない場合であっても、任務懈怠と評価される可能性が高い、ということがいえる。社内で違法行為が行われているという認識がある以上、それを防止するために積極的な措置をとる法的義務が取締役には課されているからである。

判例・多数説（二元説）の立場からすれば、 Y_4 の責任は、法令遵守義務の違反ではなく、監視義務の違反ということになる。すなわち、法令遵守義務は取締役自身が行う業務執行行為についてのみ問題とされるから、他の役員の法令違反行為があった場合にその違法行為を防止しなかったことは、いわゆる監視義務の問題として、取締役の善管注意義務違反であると理解されるのである。

しかし、取締役自身が関与（実行または指示）している

か否かで法令遵守義務の適用範囲を画することには合理性があるとはいえない。とりわけ、日本企業のように、会社の利益追求のプレッシャーが強く、役員からの明確な指示がなくても、それを忖度することにより、下位の役員や従業員が違法行為を行うことが少なくない風土では、このような形式的区分には疑問がある。通常、会社の業務執行は他の役員や従業員を通して行われるのであるから、取締役が「会社をして法令に違反しないように業務執行を行う義務を負う」のであれば、そのような義務は、取締役自身の業務執行だけではなく、他の役員や従業員による業務行為の監視に対しても妥当すると考えなければならない。すなわち、取締役の法令遵守に関する義務としては、①取締役自身の業務執行の決定・実行が法令に違反しないようにする義務、のみならず、②他の役員や従業員の業務行為が法令に違反しないようにする義務、も含まれることになる。

しないように業務執行を行う義務」という法令遵守義務を含むものでもあり、取締役の関与の有無で両者を区別する実質的必要性はない、という同裁判所の認識のあらわれとみられる。

なお、本件では間接事実がそろっていたためにYに法令違反行為の認識があったと推認されているが、もしも認識がない場合には、さらに内部統制システム構築義務が尽くされていたか否かが問題となり得る。これについては、判例評釈の範囲を超えるので別稿に譲る。

五 損害について

任務懈怠として取締役の会社に対する責任が確定した場合、取締役は、それらの違法行為により会社が被った損害を賠償しなければならぬ。このとき取締役が賠償すべき会社の損害の範囲は、債務不履行規定（民法四一六条）により決定されることになる。すなわち、取締役は債務不履行に因って通常生じるべき損害の賠償をしなければならず、会社が支払った罰金、制裁金、課徴金、指名停止による損害、信用低下による売上げの減少、などの会社の損害のうち通常損害について賠償の責めに任じる。

この点に関して、本件裁判所は「善管注意義務（法令遵守義務）」という表現を用いていることが注目される。これは、取締役の善管注意義務は、「会社をして法令に違反

本判决は、P社が納付した課徴金のうち、取消訴訟で

会社の業務行為が独禁法違反にあたる場合と取締役の任務懈怠責任（世紀東急工業株主代表訴訟事件）

九

争っていない部分（自認課徴金相当額一八億三四一七万円）をそのまま会社の損害として認めている。この点に関して、独禁法の課徴金は違反行為を防止するという行政目的を達成するための措置であることから、会社が受けるべき制裁を取締役個人に転化しているのではないかと疑問が生じる。また、会社に対する課徴金の額がかなり高額であることからすれば、連帯責任とはいえず、これを自然人である取締役に賠償させることは酷にすぎるとはいかとの見方もありえよう。このため、学説の中には、課徴金相当額の賠償責任を取締役に負わせることは違法行為の抑止・制裁という課徴金の制度趣旨を損うことになり許容されない、とする立場もみられる。⁵⁾

しかし、この立場によって取締役の責任を否定しようとするれば相当強引な解釈論をとらざるを得ず、かつ、会社の支払った課徴金や罰金相当額について一律・全面的に取締役の責任を否定することが妥当とも思われない。実際、この立場は、学説において広く支持されておらず、裁判所も採用していない。⁷⁾ 本件事案の下では、損害額の算定、損益相殺、過失相殺、などの手法により、取締役の賠償額の限定をすることも困難であるから、本判決がとる結論は避けられないと思われる。

六 おわりに

判例・多数説（二元説）が用いる意味での「法令遵守義務」とは、対会社責任の事例において、違法性の認識可能性があることを前提に、取締役自身が積極的に法令違反行為に関与していた場合に、その違反が認められることになる。したがって、この意味での「法令遵守義務」が妥当する範囲は意外と小さく、会社の業務執行について、取締役が自ら実行為をなし、または決定事項を指示して部下に行わせる場合に限り、それらの行為が法令に違反しないようにする義務がある、ということになる。

しかし、このように、法令遵守義務の妥当範囲を取締役自身が関与している場合に限ることは合理性があるとはいえない。善管注意義務の一内容として、取締役は会社をして法令に違反しないように業務執行を行う義務を負うとしたうえで、取締役の法令遵守に関する義務としては、①自身の業務執行の決定・実行が法令に違反しないように注意する義務、のみならず、②他の役員や従業員の業務行為が法令に違反しないように注意する義務、も含まれると解すべきではないだろうか。

なお、監査役は業務執行権限をもたないから、判例・多数説が用いる意味での「法令遵守義務」は負わないことは

明白であるが、取締役以外の役員も善管注意義務の一内容として法令遵守義務を負うというべきであり、⁽⁸⁾この点からも判例・多数説の立場には疑問が残る。

- (1) 吉原和志「会社法の下での取締役の対会社責任」江頭選暦・企業法の理論(上) 五二八頁。
- (2) 柏木裕介「判批」ジュリスト (No. 1576) 六頁、七頁。
- (3) 得津晶「判批」資料版商事法務四六〇号一四六頁、一五〇頁以下は、法令遵守義務違反があった場合の帰責事由、免責事由について論じている。
- (4) 山部俊文「判批」ジュリスト (No. 1583) 九七頁、一〇〇頁は、「仮にYらに認識がなかったとして、それに過失がないとするのは難しそうである」と指摘する。
- (5) 松井秀征「会社に対する金銭的制裁と取締役の会社法上の責任」江頭選暦・企業法の理論(上) 五八一頁。
- (6) 山部、前掲一〇〇頁。
- (7) たとえば、有価証券報告書等の虚偽記載により会社に課徴金が課された事例においても、会社法四二三条を通じてこれを取締役個人に転嫁することが許容されている。仙台地判平成二十七年一月一四日 LEX/DB 25506084。
- (8) 神田秀樹・会社法(第二五版) 二五四頁注³。

会社の業務行為が独禁法違反にあたる場合と取締役の任務懈怠責任(世紀東急工業株主代表訴訟事件)